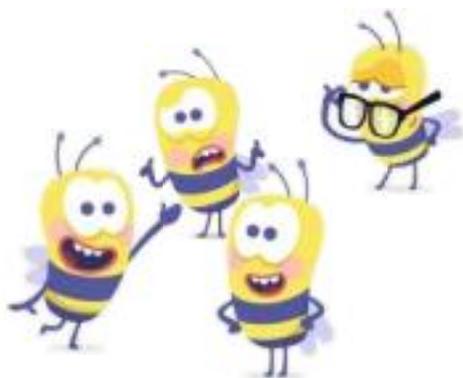


こころと生活を支える！



# 社会福祉職 / 心理職

～業務紹介～



# 社会福祉職の業務について



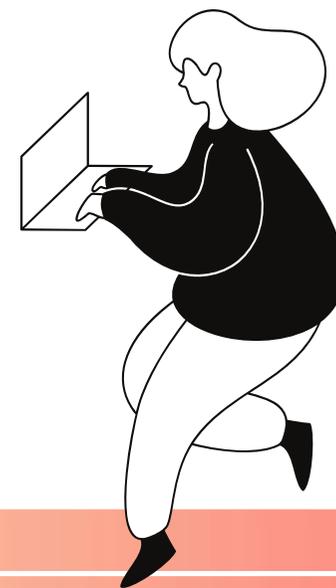
## 自己紹介

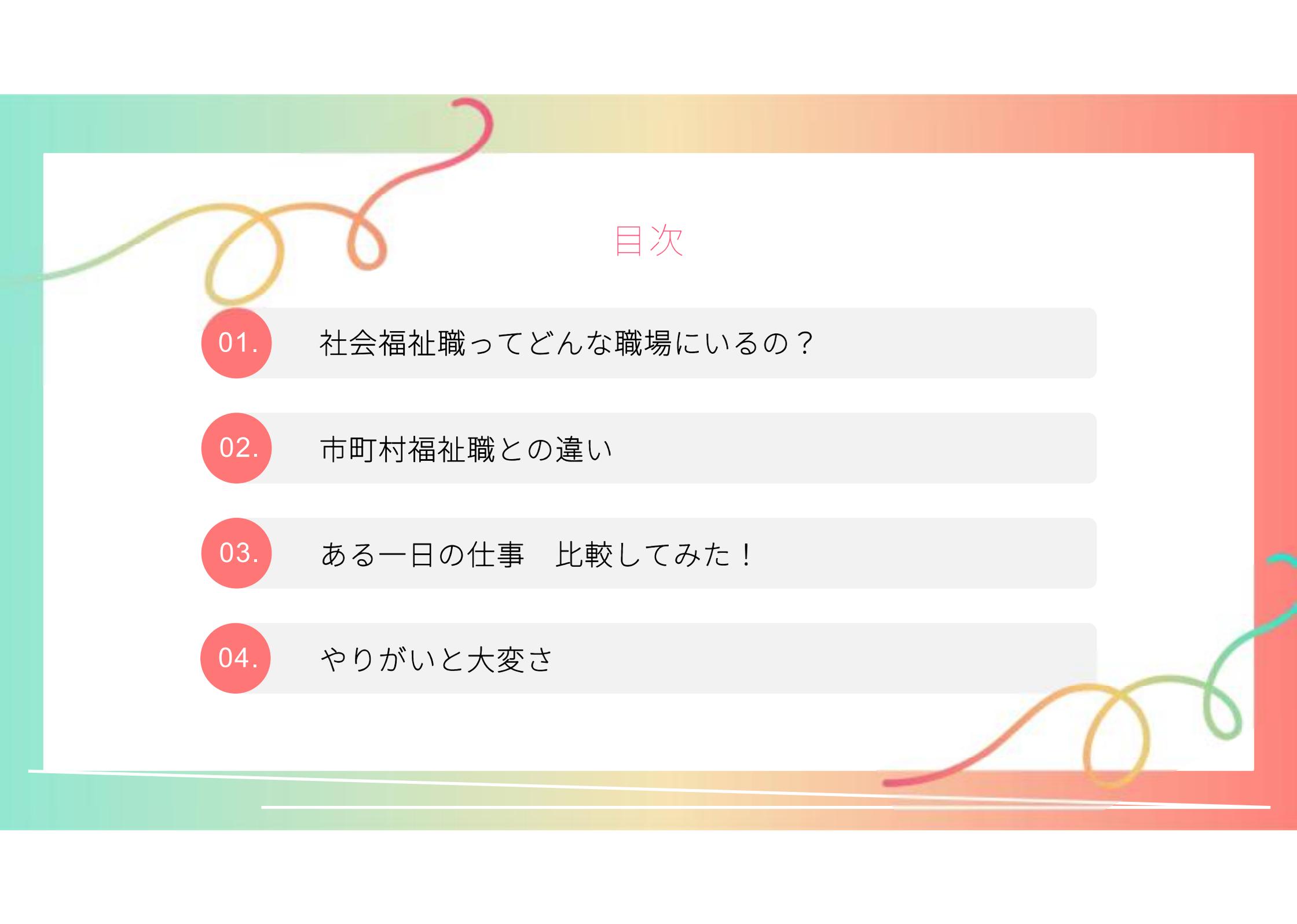
大学（福祉コース）を卒業後、  
2017年に入庁し、10年目になります。

これまでの職場は、

- ①中央児童相談所（ケースワーカー）
- ②八重山福祉事務所（母子自立支援員etc）
- ③福祉政策課（民生委員担当）

などでした





## 目次

01. 社会福祉職ってどんな職場にいるの？

02. 市町村福祉職との違い

03. ある一日の仕事 比較してみた！

04. やりがいと大変さ

## 県の社会福祉職の3つの顔

- ①現場で人と関わる仕事
- ②市町村を支える広域の仕事
- ③行政として制度を動かす仕事



## 01. 社会福祉職ってどんな職場にいるの？



### ① 福祉事務所（北部・中部・南部・宮古・八重山福祉事務所）

福祉職の3割が所属

- 生活保護班→生活に困っている人の家庭を訪問したり、面接し、本人の資産、環境等を調査して保護の必要性を判断したり、生活保護受給世帯を定期的に訪問するなどして自立助長に向けた支援（生活指導含む）等を行う。
- 地域福祉班→保育所や介護保険事業者や障害福祉サービス事業者の指導監査を行ったり、民生委員・児童委員に関する事務や児童やDVに関する相談等を行う。

🔑 特徴 直接支援＋町村連携＋関係機関（医療機関、福祉施設、ハローワーク等）



福祉事務所は、地域住民の福祉をつかさどる行政機関で、生活保護や児童福祉、母子・寡婦福祉等に関する事務を行っています。

## ② コザ・中央児童相談所（宮古・八重山分室）

福祉職の4割が所属

### 児童自立支援施設（若夏学院）

福祉職の1割が所属

- 初期対応班 児童虐待の通告や緊急性の高い相談を受け、子どもの安否確認や危険性の判断を行い、関係機関と連携しながら速やかに対応します。
- 相談班 子どもや保護者からの相談を継続的に受け、家庭の状況や課題を整理し、関係機関と連携しながら支援につなげます。
- 保護班 家庭での生活が難しい子どもを一時的に保護し、安全で安心できる生活環境を確保するとともに心身の安定を図ります。
- 自立支援班 施設や里親宅にいる子どもの家庭復帰や進学・就労など、子どもの将来を見据え、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。

👉 特徴 緊急対応、親・学校関係者等子どもを取り巻く環境へアプローチ、市町村・病院・警察などとの連携

児童相談所は、困りごとを抱える子どもや家庭を専門的に支える行政機関で、虐待対応や相談、一時的な保護などを通して、子どもの安全と成長を守る役割を担っています。



### ③本庁（行政・制度系）

福祉職の1割が所属

本庁では、県全体の福祉施策を企画・運営し、制度や事業を通じて多くの人を支える仕事を行います。

現場の声を踏まえながら、市町村や関係機関と連携し、福祉サービスの充実を図ります。✎制度設計・企画・市町村支援が中心

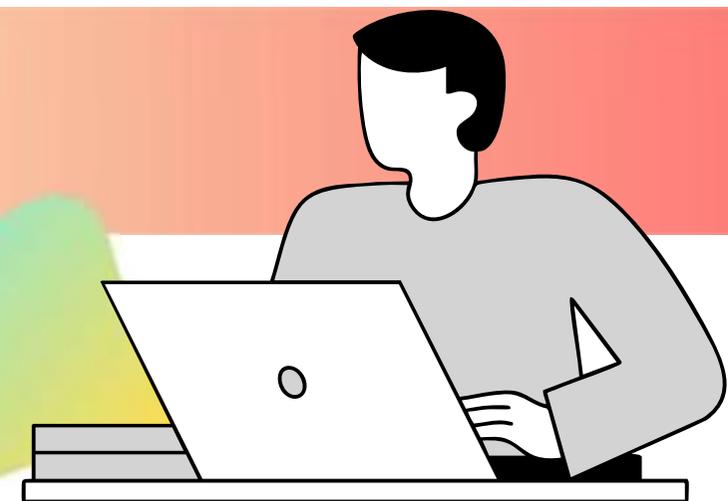
福祉政策課/保護・援護課 / 障害福祉課 / 高齢者介護課 / こども家庭課 / 女性力・ダイバーシティ推進課 等まだまだあります！

#### 👉 特徴

制度運用・事業企画・補助金事務等

市町村への技術的助言

県全体の福祉施策を動かす



👉 本庁現在改修工事中！

R12年にはこんな感じの執務室に👉

## ④ 障害・医療分野

④、⑤合わせて福祉職の1割が所属



### ●身体障害者・知的障害者更生相談所

身体障害者や知的障害者に関する専門的な相談や判定を行う行政機関で、補装具の給付や支援方針の決定などを通じて、適切な福祉サービスにつなげます。

 特徴 障害者の自立と社会参加を支援するための専門的な相談・判定

### ●精神保健福祉センター

こころの健康に関する専門的な相談や支援を行う県の機関で、精神疾患や依存症などに関する相談対応、市町村や関係機関への専門的助言を行います。

 特徴 専門性の高い相談支援、医療・福祉の橋渡し



## ⑤女性相談支援センター

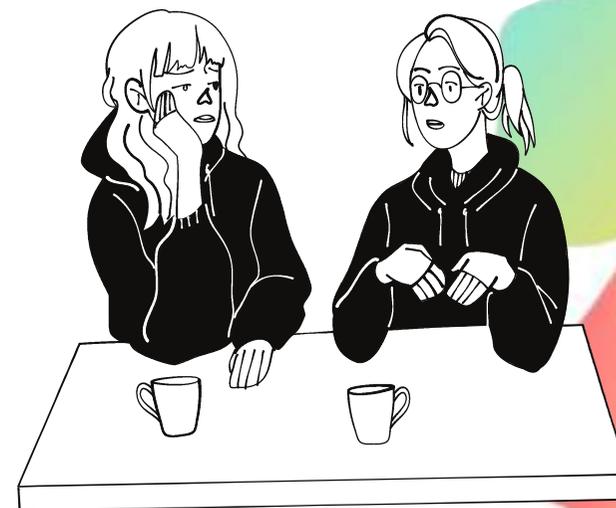
④、⑤合わせて福祉職の1割が所属

配偶者からの暴力やさまざまな困難を抱える女性からの相談を受け、  
安全の確保を最優先に、関係機関と連携しながら支援を行う県の専門機関です。

### 👉 特徴

緊急性・安全配慮が必要な支援

関係機関との密な連携



## 02. 市町村社会福祉職との違い

### ★多様な配属先と異動制度

職員数が多く（200名超え！）、様々な分野に特化した部署で働ける。  
概ね3年ごとに異動があり、多くの出会い（一期一会）がある。  
児童と暮らす、直接処遇の職場もあります。

### ★離島勤務による地域理解

離島勤務を経験することで、遠隔地の課題や地域の現状を深く理解できる。

### ★充実した研修・派遣制度

国や市町村への派遣研修や自己啓発の研修が幅広く用意されており、学ぶ意欲があれば積極的に支援される。

### ★働きやすい福利厚生

産休育休制度、時差出勤、在宅勤務など福利厚生が利用しやすい環境が整っている。

### ★ワークライフバランスの推進

時間外勤務の縮減や有給休暇の取得推進など、働きやすさを重視した取り組みがある。



## 03. 私のある一日の仕事、比較してみた！

### 児童相談所

8時半～12時 各ケースの関係機関と電話対応。 合間に保護中の児童や保護者と面談
お昼 外勤中は外でランチ♪
14時～16時 家庭・学校訪問
17時15分 帰所後、記録作成！ 退勤

### 福祉事務所

8時半～12時 調整会議資料作成&会議 合間に相談の電話を受ける。
お昼 団地が徒歩2分！ 家に帰ってご飯とお昼寝
13時～15時 貸付の自宅訪問&関係機関訪問
17時15分 業務の統計まとめ、 システム作業等して退勤！

### 福祉政策課（本庁）

9時～12時 部長調整資料作成&他課からの依頼 回答&予算関係事務処理等
お昼 同期と久茂地でランチ♪
13時～13時半 部長調整 14時～15時 WEB会議
17時45分 定例の事務処理、市町村へ調査依頼 メール作成、問い合わせに回答して 退勤

※時差出勤

04.

## やりがいと大変さ

社会福祉職の仕事は、正解がひとつではない上に、関係機関との調整も多く、感情的にしんどい場面に直面することもあります。

しかし、そうしたときに一人で抱え込むことはありません。組織やチームで状況を共有し、相談しながら支え合って仕事を進めていきます。

**社会福祉職の仲間は約200人！**

経験や知識を共有できる心強い仲間がたくさんいます。

互いに支え合いながら成長できることも、この仕事の大きな魅力の一つです。



県の社会福祉職は、

現場 × 行政 × 広域の視点を行き来しながら働く仕事です。

市町村と連携し、制度と支援の両面から社会を支えます。

一つの分野にとどまらず、人と社会に関わることができます。

ぜひ一緒に働ける日を楽しみにしています。



八重山福祉事務所での山登り



全庁イベントのスーパー駅伝大会



宮古島合庁にはヤギがいるらしい



本庁B1ワークスペース♪



本庁にいと、各イベントが見れることも！



THANK  
YOU

ご覧いただき、ありがとうございました。



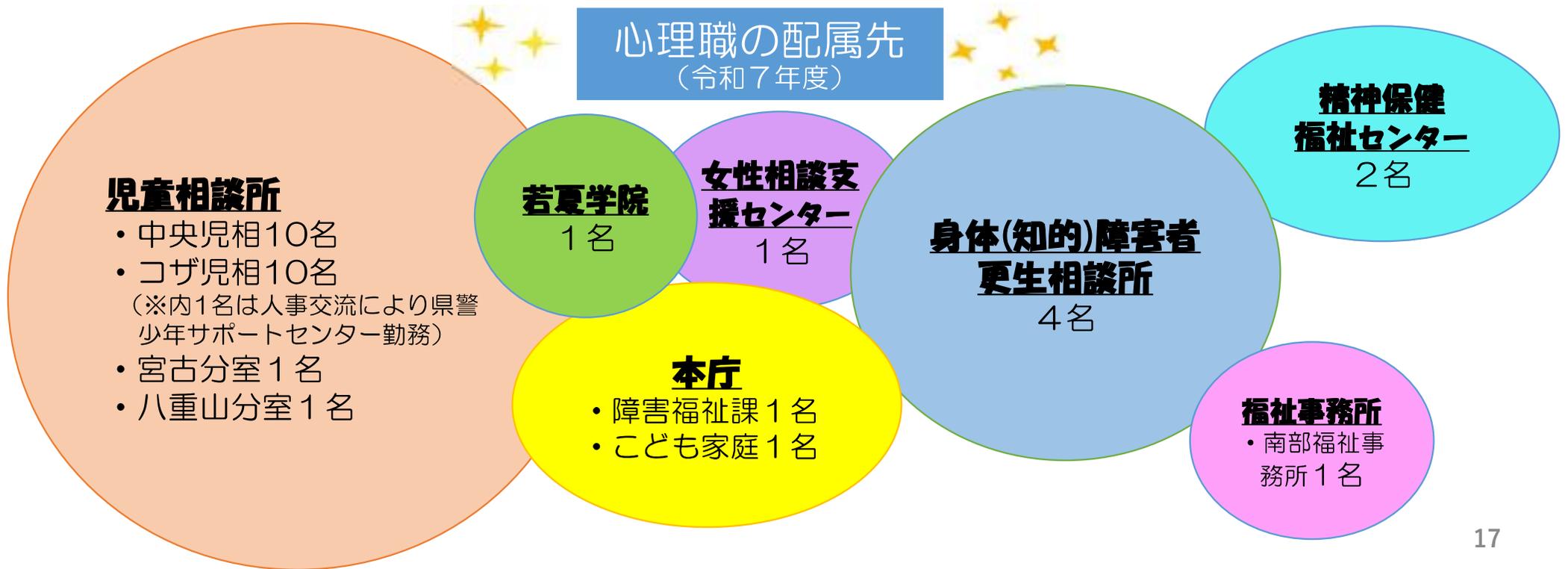
# 心理職の業務について



# 沖縄県の心理職について（知事部局）

## ポイント

- 平成5年度から専門職採用が始まりました。
- 主な配属先として、児童相談所、若夏学院、身体・知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、県本庁の生活福祉部やこども未来部などがあります。
- 現在33名が各職場で、心理職としての専門性を活かし、業務に取り組んでいます。



# 児童相談所の業務

## 【児童相談所とは】

・18歳未満のすべてのこどもを対象とし、福祉や健全育成に関する専門的な相談に応じる機関。

・市町村や保育園、学校、警察、児童福祉施設などの関係機関と連携して援助を行っている。

・具体的な機能は次のとおり。

## 相談機能

- ・児童虐待相談、養護相談
- ・性格行動相談（問題行動等についての相談）
- ・障害相談
- ・非行相談
- ・・・etc.

○18歳未満のこどもに関する家庭や関係機関等からの相談のうち、専門的な知識技術を必要とするものについて、必要な社会調査やこどもの心理判定、行動診断を行い、援助方針を定め、自ら、または関係機関を活用し援助を行う。



## 一時保護・措置機能

- 必要に応じ、こどもを家庭から離して一時的に保護を行う
- 一時保護の目的として、こどもの安全確保や行動観察など
- 家庭から一定期間分離する必要があると判断された場合には、児童養護施設や里親等へ措置を実施

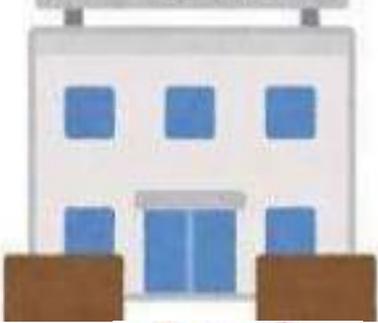
## 市町村への援助機能

- 市町村への助言、情報提供などの後方支援
- 市町村の要対協等の会議への参加・助言



# 児童相談所における心理職の業務

児童相談所



## 相談機能

- 児童虐待相談、養護相談
- 性格行動相談（問題行動等についての相談）
- 障害相談
- 非行相談 . . . etc.



こどもの心理診断、心理療法、家族関係の評価・調整、保護者への助言、ペアレントトレーニング、関係機関への助言、知的障害の有無や程度の判定（療育手帳の判定）、知能検査結果の交付、嘱託医との調整、警察からの照会へ回答、…等々

## 一時保護・措置機能

- こどもの一時保護（安全確保、行動管理）
- 援助方針により、児童養護施設や里親等へ措置を実施

こどもの心理診断、心理療法、司法面接での協働、措置先施設等への支援に関する助言、保護者への助言、…等々

## 児童心理司

## 市町村への援助機能

- 市町村への助言、情報提供などの  
後方支援
- 市町村の会議への参加・助言

担当児童福祉司とともにケース会議に参加、心理診断結果からの助言、…等々



# 身体（知的）障害者更生相談所の業務

## 身体障害者更生相談所とは

- ・身体障害者福祉法に基づき、市町村における身体障害者の更生援護の実施に関し、適切な支援を行うことを目的として各都道府県に設置され、相談・判定業務や市町村への必要な支援、情報提供等を行う。
- ・身体障害者福祉司、看護師、理学療法士、作業療法士、医師等の専門職を配置。
- ・沖縄県では、知的障害者更生相談所の機能も附置されており、知的障害者福祉司、心理判定員も配置されている。



身体障害者更生相談所

**身体障害者手帳**

の認定、発行



**巡回相談**  
(小規模離島)



**補装具**

支給の要否に関する判定



**更生医療**

給付の要否に関する判定



**市町村支援**



知的障害者更生相談所

**療育手帳**の判定、発行



**巡回相談**

(中北部、宮古、八重山)



**市町村支援**

# 身体（知的）障害者更生相談所の心理職の業務

知的  
更生  
障害者  
相談所

療育手帳の判定、発行



巡回相談



（中北部、宮古、  
八重山）

市町村支援

＜心理判定員＞

知的障害者の心理判定（療育手帳判定＝知的障害の有無や程度の判定）、  
家族や関係機関への助言、情報提供、  
知能検査結果の交付、囑託医による医学診断の調整、…等々

# 心理診断（心理判定）について

## こどもの心理診断（児童相談所）

- ・ 相談内容、児童福祉司の社会調査からの客観的情報（生育歴、家庭や学校生活でのエピソード等）、
- ・ 面接でのこどもの言動（状況や問題の理解、家族への感情、学校への適応度等々、本人自身の認識）、
- ・ 面接場面や一時保護所での行動観察（他児や職員に対する関係性、指示への反応、日課への対応など）、
- ・ 心理検査の実施（見立てを持ちつつテストバッテリーを検討し実施）
- ・ 家族の観察（保護者面接、家族面接、親子交流（面会）時の様子を観察）
- ・ 担当児童福祉司と随時情報交換しながら、今後の援助方針を見込みつつ、心理診断書を作成→援助方針検討のための資料（施設措置となれば措置に係る資料として施設へ提供され、支援に活用される）。

## 療育手帳の判定（最重度、重度、中度、軽度）（児童相談所、更生相談所）

### 本人、家族の面接

- ・ 育ちの状況（生育歴）や教育歴、就労歴（18歳以上の場合）、現状での生活の状況（身の回りの介助度、日常生活で見守りや声掛けがどの程度必要か、医療的ケアの必要性など）を聴取。
- ・ 本人との面接、検査のやり取りの中で、意思疎通の度合い、社会性、学習能力などを見る。

### 本人へ検査実施

- ・ 発達検査または知能検査を実施（年齢や障害の状態により検査法などを選択）
- ※低年齢や対人緊張で母子分離困難だったり、重複障害（聴覚障害や視覚障害、自閉スペクトラムやADHD、脳性麻痺で上肢の機能障害や言語障害、失語症、高次脳機能障害等々）、外国語が主で日本語は片言な方など、いろいろなケースがあり得る。そういった場合は、検査方法、コミュニケーションやラポールの取り方、アセスメントの考え方など、他の心理職と話し合いながら、工夫して対応する。

## ～県の心理職として働いてきた所感～

- ・心理職として採用され、最初の約20年間は、主に児童相談所と身体（知的）障害者更生相談所を心理判定員（児童心理司）として行ったり来たりしていました。
- ・現場にいた頃は日々こどもや大人の（療育手帳含む）判定業務を行っており、多くのアセスメントを行う中で、逆に心理検査では計ることのできない人の能力、素質、たくましさのようなものに気付かされ、各々の人生を歩む対象者へ人として関心と敬意を深め相對するようになりました。
- ・その後は、班長職になってからは福祉事務所や本庁業務も経験させていただいています。
  
- ・県の心理職として働くことで、人事異動により複数の業務を経験しながら、心理職として、公務員としての経験を積み、視野を広くできると感じています。
- ・心理職としての専門性の点では、様々な事例に関わり経験を積むとともに、県外の国立施設や専門機関で行われる専門研修にも業務で参加することができ、これまでに愛着障害や発達障害、高次脳機能障害、身体障害者や知的障害者福祉等について学び、知識や考えを深め、直接業務に活かすことができ、助かりました。
- ・公務員としても、県が行う各種研修等（法制執務、財務、クレーム対応、資料作り等々）を自分のキャリアに合わせて活用し技量を向上させることができるなど、スキルアップの環境が整っています。
- ・視野や経験の幅を広く保つことで、翻って心理職としての業務にも役に立ったと感じています。
  
- ・各種休暇制度も整備されており、特に子育て期には、かなり助かりました（子育て真っ最中の頃は、民間だと就労を続けられなかったらと感じていました）。現在の労働条件は当時と比べさらに拡充されています。
  
- ・仕事はもちろん大変なことが多いですが、だからこそ職員同士、専門職、行政職に関わらず、上司からも後輩からも、課や部の垣根を越えてお互いに助け合う風土があり、みんなで支え合いながら業務に取り組んでいます。

採用2年目の

職員の視点から



## ①入庁前の不安

自分の担当業務を  
きちんとかなせる  
だろうか、...

業務で困ったとき、  
気軽に相談できる人は  
いるだろうか、...

同期とうまく関係を  
築けるだろうか、...

リフレッシュする  
時間は確保できる  
のだろうか、...



## ②充実した環境

分からないことや不安を一人で抱え込むことなく、相談できる人と学べる機会が充実した、安心して働ける環境です。



**フレッシュマン  
トレーナー制度**



**新採用研修  
部内新採用研修**

### ③二年間を通しての気づき



#### 頼れる上司に囲まれた 職場

近くの先輩や班長、前任者が丁寧にフォローしてくれるため、安心して業務に取り組めます！



#### 相談できる同期がそばに いる環境

業務の進め方だけでなく、手当の申請方法や庁内ルールなども同期同士で情報共有しながら安心して業務に取り組めます！



#### オン・オフを大切に できる働き方

各種休暇制度も活用しやすく、趣味やプライベートを充実させることができます！